

食安輸発第0403002号
平成21年4月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(タイ産マンゴー及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0331008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、タイ産生鮮マンゴーにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

タイ産マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) SHINE FORTH CO., LTD. が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ピリミホスメチルに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（ピリミホスメチルを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮マンゴー
2. 生産国：タイ
3. 輸 出 者：SHINE FORTH CO., LTD.
4. 検査結果：ピリミホスメチル 0.13ppm（基準値：0.10ppm）
5. 検 疫 所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21017400180号1欄）
6. 輸 入 者：有限会社 大泰